

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 5 月 23 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 15 件

厚生年金保険関係 15 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701108号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800024号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月9日の標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者のC社(現在は、B社)における平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のC社における平成27年12月15日の標準賞与額を16万4,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月15日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月9日
② 平成26年7月8日
③ 平成26年12月8日
④ 平成27年7月8日
⑤ 平成27年12月15日

A社及びC社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社を合併したC社から債権債務を引き継いだとするB社から提出された「平成25年年末慰労金一覧表(A)」、「賞与支給日一覧」及び同社総務人事部担当者の陳述により、請求者は、A社から、2万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間②から④までの期間について、B社から提出された平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(C)並びに「賞与支給日一覧」により、請求者は、C社から、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間②から④までの期間について、C社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のC社における請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び「賞与支給日一覧」により、請求者は、請求期間⑤において、C社から16万4,650円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から16万4,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701109号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800025号

第1 結論

1 請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月9日の標準賞与額を2万円、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

平成25年12月9日、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求者のA社における平成27年12月15日の標準賞与額を11万1,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月15日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月9日
② 平成26年7月8日
③ 平成26年12月8日
④ 平成27年7月8日
⑤ 平成27年12月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の届出が漏れていたの
で、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から④までの期間について、B社から提出された平成25年年末、平成26年夏季、
同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(A)並びに「賞与支給日一覧」により、請
求者はA社から、請求期間①に2万円、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当
する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①から④までの期間について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円、請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び「賞与支給日一覧」により、請求者は、請求期間⑤において、A社から11万1,400円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から11万1,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701110号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800026号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月9日の標準賞与額を2万円、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

平成25年12月9日、平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成27年12月15日の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

平成27年12月15日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月9日
② 平成26年7月8日
③ 平成26年12月8日
④ 平成27年7月8日
⑤ 平成27年12月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の届出が漏れていたの
で、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までの期間について、B社から提出された平成25年年末、平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(A)並びに「賞与支給日一覧」により、請求者はA社から、請求期間①に2万円、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①から④までの期間について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円、請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び銀行の預金通帳の写し並びに「賞与支給日一覧」により、請求者は、請求期間⑤において、A社から12万700円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から12万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701111 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800027 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 25 年 12 月 9 日の標準賞与額を 2 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者の C 社 (現在は、B 社) における平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額をそれぞれ 3 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者の C 社における平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額を 9 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 9 日
② 平成 26 年 7 月 8 日
③ 平成 26 年 12 月 8 日
④ 平成 27 年 7 月 8 日
⑤ 平成 27 年 12 月 15 日

A 社及び C 社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A社を合併したC社から債権債務を引き継いだとするB社から提出された「平成25年年末慰労金一覧表(A)」、「賞与支給日一覧」及び同社総務人事部担当者の陳述により、請求者は、A社から、2万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間②から④までの期間について、B社から提出された平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(C)並びに「賞与支給日一覧」により、請求者は、C社から、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間②から④までの期間について、C社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のC社における請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び「賞与支給日一覧」により、請求者は、請求期間⑤において、C社から9万7,900円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から9万7,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701112号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800028号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月9日の標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者のC社(現在は、B社)における平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のC社における平成27年12月15日の標準賞与額を15万8,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月15日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月9日
② 平成26年7月8日
③ 平成26年12月8日
④ 平成27年7月8日
⑤ 平成27年12月15日

A社及びC社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社を合併したC社から債権債務を引き継いだとするB社から提出された「平成25年年末慰労金一覧表(A)」、「賞与支給日一覧」及び同社総務人事部担当者の陳述により、請求者は、A社から、2万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間②から④までの期間について、B社から提出された平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(C)並びに「賞与支給日一覧」により、請求者は、C社から、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間②から④までの期間について、C社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のC社における請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び「賞与支給日一覧」により、請求者は、請求期間⑤において、C社から15万8,750円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から15万8,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701115 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800029 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 25 年 12 月 9 日の標準賞与額を 2 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者の C 社 (現在は、B 社) における平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額をそれぞれ 3 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者の C 社における平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額を 8 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 63 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 9 日

② 平成 26 年 7 月 8 日

③ 平成 26 年 12 月 8 日

④ 平成 27 年 7 月 8 日

⑤ 平成 27 年 12 月 15 日

A 社及び C 社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A社を合併したC社から債権債務を引き継いだとするB社から提出された「平成25年年末慰労金一覧表(A)」、「賞与支給日一覧」及び同社総務人事部担当者の陳述により、請求者は、A社から、2万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間②から④までの期間について、B社から提出された平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(C)並びに「賞与支給日一覧」により、請求者は、C社から、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間②から④までの期間について、C社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のC社における請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び「賞与支給日一覧」により、請求者は、請求期間⑤において、C社から8万8,050円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から8万8,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701116号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800030号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月9日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者のC社(現在は、B社)における平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額をそれぞれ5万円に訂正することが必要である。

平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のC社における平成27年12月15日の標準賞与額を17万5,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月15日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月9日
② 平成26年7月8日
③ 平成26年12月8日
④ 平成27年7月8日
⑤ 平成27年12月15日

A社及びC社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社を合併したC社から債権債務を引き継いだとするB社から提出された「平成25年年末慰労金一覧表(A)」、「賞与支給日一覧」及び同社総務人事部担当者の陳述により、請求者は、A社から、3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間②から④までの期間について、B社から提出された平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(C)並びに「賞与支給日一覧」により、請求者は、C社から、請求期間②から④までの期間にそれぞれ5万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間②から④までの期間について、C社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のC社における請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ5万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び「賞与支給日一覧」により、請求者は、請求期間⑤において、C社から17万5,850円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から17万5,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701117 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800031 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 25 年 12 月 9 日の標準賞与額を 2 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者の C 社 (現在は、B 社) における平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額をそれぞれ 3 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者の C 社における平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額を 12 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 9 日
② 平成 26 年 7 月 8 日
③ 平成 26 年 12 月 8 日
④ 平成 27 年 7 月 8 日
⑤ 平成 27 年 12 月 15 日

A 社及び C 社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A社を合併したC社から債権債務を引き継いだとするB社から提出された「平成25年年末慰労金一覧表(A)」、「賞与支給日一覧」及び同社総務人事部担当者の陳述により、請求者は、A社から、2万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間②から④までの期間について、B社から提出された平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(C)並びに「賞与支給日一覧」により、請求者は、C社から、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間②から④までの期間について、C社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のC社における請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び「賞与支給日一覧」により、請求者は、請求期間⑤において、C社から12万2,750円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から12万2,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701119号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800037号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年7月25日は50万円から91万1,000円、平成23年10月31日は21万5,000円、平成24年10月31日は20万9,000円、平成25年8月30日は25万円、平成26年9月1日は26万9,000円、平成27年7月25日は130万円に訂正することが必要である。

平成22年7月25日、平成23年10月31日、平成24年10月31日、平成25年8月30日、平成26年9月1日及び平成27年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の各標準賞与額(平成22年7月25日については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年7月25日は50万円から100万円、平成23年10月31日は25万円、平成24年10月31日は25万円、平成26年9月1日は28万円に訂正することが必要である。

なお、平成22年7月25日、平成23年10月31日、平成24年10月31日及び平成26年9月1日の訂正後の各標準賞与額(上記1の訂正後の各標準賞与額(平成22年7月25日は91万1,000円、平成23年10月31日は21万5,000円、平成24年10月31日は20万9,000円、及び平成26年9月1日は26万9,000円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年7月25日
② 平成23年10月31日
③ 平成24年10月31日
④ 平成25年8月30日
⑤ 平成26年9月1日

⑥ 平成 27 年 7 月 25 日

A社に勤務している期間のうち、請求期間②から⑥までの期間に係る標準賞与額の記録がない。また、請求期間①の標準賞与額が実際の賞与額より低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の請求期間①に係る標準賞与額は 50 万円と記録されているものの、A社から提出された請求者に係る給料台帳及び給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により、請求者は、当該請求期間に同社から 100 万円の賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②から⑥までの期間について、A社から提出された請求者に係る給料台帳及び源泉徴収簿により、請求者は、当該請求期間に同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの期間に係る標準賞与額については、A社から提出された給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 50 万円から 91 万 1,000 円、請求期間②は 21 万 5,000 円、請求期間③は 20 万 9,000 円、請求期間④は 25 万円、請求期間⑤は 26 万 9,000 円、及び請求期間⑥は 130 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 7 月 25 日の賞与について、請求者の請求どおりの健康保険厚生年金保険賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と陳述しているが、年金事務所が保管している請求者の同年 7 月 25 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された賞与額がオンライン記録における標準賞与額と一致していることから、当該賞与額については、オンライン記録どおりの標準賞与額として事業主から健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の同年 7 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、平成 23 年 10 月 31 日、平成 24 年 10 月 31 日、平成 25 年 8 月 30 日、平成 26 年 9 月 1 日及び平成 27 年 7 月 25 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 23 年 10 月 31 日、平成 24 年 10 月 31 日、平成 25 年 8 月 30 日、平成 26 年 9 月 1 日及び平成 27 年 7 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納

付する義務を履行していないと認められる。

- 2 A社から提出された請求者に係る給料台帳及び源泉徴収簿によると、上記1のとおり請求者は請求期間のうち、請求期間①、②、③及び⑤において各標準賞与額に相当する賞与の支給を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者のA社における標準賞与額を、請求期間①は50万円から100万円、請求期間②及び③は25万円、請求期間⑤は28万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①、②、③及び⑤の訂正後の各標準賞与額（上記1の訂正後の各標準賞与額（請求期間①は91万1,000円、請求期間②は21万5,000円、請求期間③は20万9,000円、及び請求期間⑤は26万9,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701120 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800038 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 24 年 9 月 28 日の標準賞与額を 60 万円、平成 25 年 9 月 30 日の標準賞与額を 58 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 24 年 9 月 28 日及び平成 25 年 9 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 9 月 28 日及び平成 25 年 9 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 25 年 9 月 30 日の標準賞与額を 60 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 9 月 30 日の訂正後の標準賞与額 (上記 1 の訂正後の標準賞与額 58 万 4,000 円を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 24 年 9 月 28 日
② 平成 25 年 9 月 30 日

A 社に勤務している期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、A 社から提出された請求者に係る給料台帳及び給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿 (以下「源泉徴収簿」という。) により、請求者は、当該請求期間に同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、A社から提出された給料台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は60万円、請求期間②は58万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年9月28日及び平成25年9月30日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年9月28日及び平成25年9月30日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 A社から提出された請求者に係る給料台帳及び源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間②に標準賞与額60万円に相当する賞与の支給を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者のA社における請求期間②の標準賞与額を60万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額60万円（上記1の訂正後の標準賞与額58万4,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701209号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800032号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成25年12月9日の標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者のC社(現在は、B社)における平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

平成26年7月8日、同年12月8日及び平成27年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のC社における平成27年12月15日の標準賞与額を14万1,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月15日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月9日
② 平成26年7月8日
③ 平成26年12月8日
④ 平成27年7月8日
⑤ 平成27年12月15日

A社及びC社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社を合併したC社から債権債務を引き継いだとするB社から提出された「平成25年年末慰労金一覧表(A)」、「賞与支給日一覧」及び同社総務人事部担当者の陳述により、請求者は、A社から、2万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間②から④までの期間について、B社から提出された平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(C)並びに「賞与支給日一覧」により、請求者は、C社から、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間②から④までの期間について、C社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のC社における請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び「賞与支給日一覧」により、請求者は、請求期間⑤において、C社から14万1,200円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から14万1,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701255 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800033 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 25 年 12 月 9 日の標準賞与額を 2 万円、平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額をそれぞれ 3 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 9 日、平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者の A 社における平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額を 12 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 9 日
② 平成 26 年 7 月 8 日
③ 平成 26 年 12 月 8 日
④ 平成 27 年 7 月 8 日
⑤ 平成 27 年 12 月 15 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の届出が漏れていたの
で、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までの期間について、B 社から提出された平成 25 年年末、平成 26 年夏季、
同年冬季及び平成 27 年夏季に係る慰労金一覧表 (A) 並びに「賞与支給日一覧」により、請
求者は A 社から、請求期間①に 2 万円、請求期間②から④までの期間にそれぞれ 3 万円に相当
する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①から④までの期間について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円、請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び「賞与支給日一覧」により、請求者は、請求期間⑤において、A社から12万4,400円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から12万4,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701256 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800034 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 25 年 12 月 9 日の標準賞与額を 2 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者の C 社 (現在は、B 社) における平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額をそれぞれ 3 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者の C 社における平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 9 日
② 平成 26 年 7 月 8 日
③ 平成 26 年 12 月 8 日
④ 平成 27 年 7 月 8 日
⑤ 平成 27 年 12 月 15 日

A 社及び C 社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A社を合併したC社から債権債務を引き継いだとするB社から提出された「平成25年年末慰労金一覧表（A）」、「賞与支給日一覧」及び同社総務人事部担当者の陳述により、請求者は、A社から、2万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間②から④までの期間について、B社から提出された平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表（C）並びに「賞与支給日一覧」により、請求者は、C社から、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間②から④までの期間について、C社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のC社における請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び「賞与支給日一覧」により、請求者は、請求期間⑤において、C社から10万350円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から10万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701259号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800035号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成27年7月8日及び同年12月15日の標準賞与額をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

平成27年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

平成27年12月15日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月8日
② 平成27年12月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、B社から提出された「平成27年夏季慰労金一覧表(A)」、「平成27年冬季賞与関連資料(A)」、「賞与支給日一覧」及び同社総務人事部担当者の陳述により、請求者はA社から、請求期間①及び②にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①及び②について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①における上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701260 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800036 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 25 年 12 月 9 日の標準賞与額を 3 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求者の C 社 (現在は、B 社) における平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額をそれぞれ 3 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 7 月 8 日、同年 12 月 8 日及び平成 27 年 7 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者の C 社における平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額を 14 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 9 日
② 平成 26 年 7 月 8 日
③ 平成 26 年 12 月 8 日
④ 平成 27 年 7 月 8 日
⑤ 平成 27 年 12 月 15 日

A 社及び C 社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の届出が漏れていたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、A社を合併したC社から債権債務を引き継いだとするB社から提出された「平成25年年末慰労金一覧表(A)」、「賞与支給日一覧」及び同社総務人事部担当者の陳述により、請求者は、A社から、3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間①について、A社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間①に係る標準賞与額の記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間②から④までの期間について、B社から提出された平成26年夏季、同年冬季及び平成27年夏季に係る慰労金一覧表(C)並びに「賞与支給日一覧」により、請求者は、C社から、請求期間②から④までの期間にそれぞれ3万円に相当する商品券を支給されたことが確認できる。

また、B社は、上記商品券に係る厚生年金保険料は控除していないものの、労働の対償として支給した旨回答しており、日本年金機構は、当該商品券について、厚生年金保険法第3条第1項第4号の賞与に該当する旨回答していることから判断すると、請求期間②から④までの期間について、C社は請求者に対し賞与を支給したものと認められる。

以上のことから、請求者のC社における請求期間②から④までの期間に係る標準賞与額の記録をそれぞれ3万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間⑤について、B社から提出された請求者に係る賞与明細書及び「賞与支給日一覧」により、請求者は、請求期間⑤において、C社から14万9,750円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から14万9,000円に訂正することが必要である。